

拡大型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、拡大型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(R5.6)」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（R5.7）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和7年4月1日

青森県知事 宮下 宗一郎

記

1. 業務概要

(1) 業務名

委街第1号 五戸町中心市街地地区まちづくり構想策定支援業務委託

(2) 業務目的

青森県五戸町の中心部はこれまで病院、銀行、町立公民館、歴史みらいパーク（図書館）、商店街などが集積する、商業・経済の中心として発展したが、近年、人口減少や高齢化の進行とともに、モータリゼーションの進展と町内郊外への大型店の出店に伴う空き店舗の増加等の商業機能の低下によって、空洞化が進んでいる。

また、地区内の建物の多くが築後、年数を経ており施設の老朽化が進み、生活環境の重要な要素である道路・公園等の都市基盤の整備・充実も課題となっている。

そこで、五戸町では令和5年3月に「五戸町立地適正化計画」を策定し、歴史みらいパークや中心商店街エリア周辺を都市機能誘導区域に指定するとともに、同区域を都市再生整備計画において五戸町中心市街地地区（以下「本地区」という。）に指定し、都市機能や居住機能の立地促進を図ることとしている。

本業務は、こうした動向を背景としつつ、持続可能な五戸町の発展をけん引する中心市街地の形成に向けて、五戸町民、事業者、行政等が共有できるまちづくりの方向性（ビジョン）を描くとともに、その実現に向けてそれぞれが連携しながら主体的に行動するための指針となるまちづくり構想の策定を実施するものである。そのため、本業務では「リノベーションまちづくり」を主なまちづくりの手法として取り入れるものとする。

なお、本業務は令和6年度に五戸町が実施した「五戸町中心市街地地区まちづくり構想策定業務（以下、「五戸町実施業務」という）」と関連した業務であり、五戸町実施業務においてとりまとめる「五戸町中心市街地地区まちづくり構想（素案）」を基に実施するものである。

(3) 主たる業務内容

- 1) 構想策定タスクフォースの会議支援
- 2) 庁内検討会議支援
- 3) 構想策定会議支援
- 4) 五戸町中心市街地地区まちづくり構想（原案）の取りまとめ

2. 業務量の目安

業務委託料は 8,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 履行期限

契約締結の翌日（令和 7 年 6 月上旬予定）～令和 8 年 3 月 25 日

4. 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県県土整備部都市計画課市街地整備グループ
担当：伊藤（イトウ）
TEL：017(734)9682（直通）
FAX：017(734)8196
e-mail：toshikei@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 1 日まで青森県県土整備部都市計画課ホームページ上で交付する。

(3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 5 月 1 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに 1 部、都市計画課市街地整備グループ担当者へ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。）

(4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和 7 年 5 月 1 日 午後 5 時まで

提出は、上記日時までに 1 部、都市計画課市街地整備グループ担当者へ提出する。

（持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。）

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7. (1)に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。